

「威奈大村墓誌」における参考書物
——『語対』系敦煌古類書を間接に利用した可能性——

陳 錦清

はじめに

土葬を主な埋葬方法としていた中国古代では、墓誌・墓碑（以下、碑誌文）が多く出土している。一方、火葬が盛んだった日本上代の墓誌は、その殆どが石ではなく、金属製の板や骨壺という形態を取っている¹⁾。内容においても、晋代以降、次第に死者の出自や経歴などを詳細に記すようになった中国の碑誌文と比べて、日本上代の墓誌は、死者の名前と死没年月を簡単に記録するものが多い。その中で、詳細な序と韻を踏んだ銘から成り、本格的な漢文の体裁を持つものは「威奈大村墓誌」、「石川年足墓誌」、「美努岡万連墓誌」、「行基墓誌」の四例²⁾があるとされる。

本稿は、七〇七年に作られた「威奈大村墓誌」（正式名称は「小納言正五位下威奈卿墓誌銘」）の典拠に着目し、敦煌古類書との関連を手掛かりに、従来指摘されてきた『庾信集』と『文選』以外に、日本上代の墓誌の参考書物に『語対』系敦煌古類

書（第四章で詳述）が存在していた可能性を提示し、日本上代の墓誌の作成方法の一側面を明らかにしようとするものである。

一、「威奈大村墓誌」の概況

まず、「威奈大村墓誌」の形状と内容を紹介する。「威奈大村墓誌」の骨蔵器は、明和年間（一七六四～一七七二）、大和国葛木下郡馬場村の西にある穴虫山から農夫によって掘り出され、現在四天王寺（大阪市）に所蔵されている。一九〇九年に国宝に指定された³⁾。

骨蔵器は球形の容器で、大きさは縦二四・二センチ、横二四・五センチ、高さ二三・五センチ。蓋と身が半球形に分かれる特殊な形である。半球状の蓋の表面に一行一〇字を基本に、三九行・三九一字が放射状に印刻されている。

「威奈大村」の「威奈」の漢字表記は古来定かではなく、「韋

那、「偉那」、「為奈」などに作る場合がある。出自は恵波王の後裔・火焰王の後裔の二説が唱えられているが、いずれも宣化天皇の皇子である点で共通している^④。

本墓誌はまず、墓主が宣化天皇の四世であるという出自を紹介する。そして、彼が持統天皇と文武天皇の代に任じられた中央官としての経歴を記し、のちに越後城司として地方へ赴任したことや死去について述べる。最後に、四字句の銘八〇字を以て締め括る。

墓誌銘の全文は以下の通りである。

小納言正五位下威奈卿墓誌銘 并序

卿、諱大村、檜前五百野宮御宇天皇之四世。後岡本聖朝紫冠威奈鏡公之第三子也。卿、温良在性、恭儉為懷。簡而廉隅、柔而成立。後清原聖朝、初授務広肆。藤原聖朝、小納言闕。於是高門貴胄、各望備員。天皇特擢卿除小納言、授勤広肆、居無幾進、位直広肆。以大宝元年律令初定。更授從五位下、仍兼侍從。

卿、対揚宸辰、参贊糸綸之密、朝夕帷幄、深陳献替之規。四年正月、進爵從五位上。慶雲二年、命兼太政官左小辨。越後北疆、衝接蝦虜、柔懷^⑥鎮撫、允属其人。同歲十一月十六日、命卿除越後城司。四年二月、進爵正五位下。卿臨之以德沢^⑩、扇之以仁風^⑦。化洽刑清、令行禁止。所冀享茲景祐、

錫以長齡。豈謂一朝遽成千古。以慶雲四年歲在丁未四月廿四日寢疾、終於越城。時年卅六。粵以其年冬十一月乙未朔廿一日乙卯、歸葬於大倭国葛木下郡山君里狛井山崗。

天潢疏派、若木分枝^①。標英啓哲、載德^①形儀。惟卿降誕、餘慶在斯。吐納参贊、啓沃陳規。位由道進、榮以礼隨。製錦蕃維^②、令望^⑤攸属。鳴絃露冕^③、安民^⑨静俗。憬服来蘇、遥荒企足。輔仁無驗、連城析玉^④。空对泉門^⑧、長悲風燭。

小納言で正五位下の威奈卿の墓誌銘並びに序^⑤

威奈卿、諱は大村である。檜前で天下をお治めになった天皇（宣化）の四世、齐明天皇の御代の紫冠威奈鏡公の第三子である。

卿は温良な性格を持ち、敬い、謙遜する心を懐いている。おおまかでも几帳面さがあつて、穏やかでもしまりがある。持統天皇の御代に初めて務広肆を授けられた。文武天皇の御代に小納言が欠員となった。この時、よい家柄の人々は小納言に任ぜられることを望んだ。天皇は大村卿を抜擢し、小納言に任命、勤広肆を授けた。程なく直広肆に進んだ。大宝元年律令が初めて制定されたため、卿は從五位下になり、なお侍從を兼ねた。

卿は天皇の命にこたえて宣揚し、天皇の詔書の制定に参与・

輔佐する。朝廷に朝夕奉侍し、善言を進め（猷替¹¹可を薦め、否を廢す、天皇の側近として補佐する任を果たした。）四年正月、従五位上に進んだ。慶雲二年、勅命により、太政官の左小弁を兼任した。越後の北境は蝦虜と隣接しているので、民を巧みに手なずけ、乱を鎮め宥めることで、彼らを心から従属させた。同年十一月十六日、卿は勅命によって越後城司を任じられた。四年二月正五位下に進んだ。卿は厚い恵みをもって民を治めた。善導が行きわたり、刑の執行は公平で、人民はよく法律を守った。みなは、卿がこの大きな幸せを受け、長寿でいられることを願っていたのに、どうしてある日、俄かにとこしえの世に逝ってしまうなどと思うだろう。慶雲四年（七〇七）丁未の四月二四日病に倒れ、越後の国の城で一生涯を終わった。この時四六歳であった。其の年の冬十一月二一日、大倭葛木下郡山君里泊井山崗に葬った。

大村卿の父祖は皇室の流れを汲んだ。立派な人材を輩出し、（人徳と儀容を兼ね備える家柄であった。）さて、卿が生まれたのは、家柄の余慶である。（卿は小納言と侍従の任務を果たした。）官位の栄達は規定の治績により進み、辺地の城司としての治績を上げ、人気が高かった。琴を弾いて鳴らすだけで（家を出ず）、任地がよく治まっていた宍子賤や、車の帷を挙げ高位の冠（冕）を見せ、任地の民に自らの有徳を示した郭賀のように、民を安心して暮らせ風俗を浄化さ

せた。都から遠く離れた辺境の民は、その徳によって再生の思いをなし、欣喜雀躍し、その政治を讃えた。培ってきた仁徳は報われることなく、連城の玉ほど価値のある卿は亡くなった。今はただ黄泉のくにの門に空しく向かい、人生の儂さをただひたすらに悲しむのみである。

「威奈大村墓誌」は日本上代の墓誌において、最も長く、詳細に墓主の生涯を描いた作品である。七四八年に、『庾信集』二〇巻が日本で抄写された⁶⁾こともあり、庾信の碑誌文と類似する表現を以て、「威奈大村墓誌」と『庾信集』との関連が早くから注目されてきた。次章では、『庾信集』利用説などの先行研究を整理し、庾信の碑誌文以外の北朝の墓誌も視野に入れて、検討したい。

二、先行研究について

ここでは、従来の『庾信集』利用説を整理した上で、問題点と補足を述べたい。

これまで、山田孝雄、柿村重松、小島憲之、東野治之⁷⁾の四氏によって、「威奈大村墓誌」は庾信の碑誌文を利用したと主張されてきた。主張の根拠は主に以下の四つの表現と庾信の碑誌文との類似である。

〈1〉 A 天潢疏派、若木分枝。

a 派別天潢、枝分若木。(庾信「蕭世怡墓誌銘」五七〇年)
a' 居若木之一枝、在天潢之別派。

(庾信「周趙国夫人紇豆陵氏墓誌銘」五七二年)

〈2〉 B 位由道進、榮以礼隨。製錦蕃維、令望攸屬。

b 位參上將、榮兼本選……藩維即啓、軍幕仍張。起茲礼数、峻此戎章。
(庾信「柳霞墓誌銘」五六八年)

〈3〉 C 鳴絃露冕、安民靜俗。

c 乍撫鳴琴、不以河陽為陋。

(庾信「柳霞墓誌銘」五六八年)

c' 露冕觀風、停車待雨。

(庾信「陸逞神道碑」五七三年)

〈4〉 D 連城析玉、輔仁無驗。

d 智士石折、賢人星殞。
(庾信「柳霞墓誌銘」五六八年)

一九三二年に山田氏が右記四つの類似表現を指摘し、「威奈大村墓誌」が庾信の碑誌文を利用したと論じて以来、山田氏の説に賛同する研究者が続いた。柿村氏は『上代日本漢文学史』において、この墓誌に関しては、『庾信集』の影響を重視すべ

きことに言及した。これを受けた東野氏も、本墓誌が『庾信集』を利用して成立したと論じている。さらに、小島氏は『庾信集』利用説を肯定する一方、「文選語」⁸との関連も指摘している。

ここで、従来説の問題点を一つ指摘したい。④の「析玉」は「石折」と同じく墓主の死去を譬える表現であるが、庾信の碑誌文の「智士石折」は『後漢書』卷八二・方術列伝「任文公伝」の「公孫述時、蜀武担石折、文公曰「噫、西州智士死、我乃当之。」⁹に基づいている。山田氏は「石」を「玉」と混同したと考えられる。

先行研究の補足として、庾信の作品がどのような形で日本に伝わったのかについても触れておきたい。七四八年に日本で抄写された『庾信集』二〇巻の他に、『日本国見在書目録』卷四〇・総集家に『庾信任太常(卿)等集』一八巻もある。日本人が読んでいたのは中国に現存する一六巻¹⁰より巻数が多い『庾信集』であった。『庾信任太常(卿)等集』一八巻については、中国側の文献には全く記されていないが、庾信と任昉等の作品集である可能性が高い。

なお、四氏の先行研究について、佐川英治は「威奈大村墓誌」の書式については、直接庾信に倣ったというよりは唐代の一般的な書式を踏襲した¹¹と指摘している。

三、「威奈大村墓誌」の作者と類書

本章では、「威奈大村墓誌」の作者という視点から、類書が参考書物として使用された可能性を検討する。山岸徳平は舎人親王、太安麿、藤原不比等の三人を作者の候補として挙げてい¹²⁾る。「卿」を墓主の呼称として使用している点以外に、四言を多用し、押韻を駆使する銘辞を並べる「威奈大村墓誌」は中国の墓誌に紛うほど完成度の高い作品であることがその根拠とされる。注意すべきは三人の候補者が『日本書紀』の編纂に関わるとされている人物だということである。『日本書紀』の編者が官撰類書を参考にしたことは既に定説¹³⁾になっている。この三人のいずれかが「威奈大村墓誌」を作成したと考えた場合、何らかの類書を参考にしていった可能性は高い。

では、「威奈大村墓誌」の執筆に当たり、どのような類書が参考書物として使われたのか。

まず、文章の潤色によく使われていたとされる『藝文類聚』のような大部な官撰類書が想起される。しかし、へ1の「天潢」と「若木」を対にする項目や詩文は『藝文類聚』には収録されていない。そして、へ2へ3へ4は故事をモチーフにした語句であるが、『藝文類聚』では故事に現れた物品（一文字の名詞である錦・琴・璧）や、故事の主人公の官職名（令長・刺史）を分類の項目として故事の全文、或いは数百字もの長い

詩・文を集めている。主題ごとに収集した故事の大略を短い数字で示す体裁ではないので、墓誌の作者にとっては利便性に優れているとは言えない。また、同じく官撰類書である『北堂書鈔』は故事から短句を取り出したもの¹⁴⁾も見えるが、その短句は「威奈大村墓誌」の表現とは異なる。よって、大部な官撰類書が参考書物であった可能性は低い。

そこで考えられるのが、主題別にコンパクトにまとめられ、墓誌の作者が簡便に使用できる、私撰の小型類書である。「威奈大村墓誌」にも私撰の小型類書を参考にした痕跡があるのか、次章でそれについて検討したい。

四、参考書物についての再検討

——『語対』系敦煌古類書を手掛かりに

小島憲之は②Bが庾信の碑誌文bを出典すると結論付けたものの、Bの「製錦」が敦煌古類書P・2537に見られることにも言及している（注7）で示した『万葉以前——上代ひとの表現』一五三頁）。P・2537は『略出羸金』と称された私撰類書であり、帰義軍（敦煌の支配政権）張氏の同族人の張球が李若立の『羸金』から抄出したものである。羅振玉と王重民が卷末の「宗人張球写、時年七十五」に注目し、成立年を「大中咸通年間」（八四七～八七三）とする説¹⁵⁾を提示した。即

〔表〕威奈大村墓誌銘」と敦煌古類書・江戸時代注釈書

| 墓誌の表現 | | 敦煌古類書 | | 義端注 | | 吉田家注 | | 義端注と敦煌古類書との関連性の有無 | | | |
|-------|------|--|--|---|---|------|----------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|---|---|
| ① | 天潢疏派 | 〔対語甲〕王第12「五潢」…五潢、天潢、疏闊於天潢。 | 天潢、天津也。「魏王固表」…疏派天潢。謂王子公孫也。 | 天潢、天津也。「魏王固表」…疏派天潢。謂王子公孫也。 | ○ | 若木分枝 | 〔対語甲〕王第12「十枝」…扶桑有枝、十日伐出、言分日之十枝也。 | 〔淮南子〕…灰野之山、有樹名曰若木、日所出也。今譬吾日出之邦、帝王之裔也。 | 〔淮南子〕…灰野之山、有樹名曰若木、日所出也。今譬吾日出之邦、帝王之裔也。 | ? | ? |
| | 製錦藩維 | 〔語対〕景令第6「製錦」…尹何為邑宰、子產曰…「子有美錦、使人學製焉。」喻其解理人。 〔略出略出贏金〕縣令子男篇第24「製錦」…「左傳」云、「子有美錦、何不學焉？」喻令之理百善巧也。 | 〔左伝〕襄公三十二年、鄭子皮欲使尹何為邑。子產曰、子有美錦不使人學製焉。大官大邑身之所庇也。而使學者製焉。其為美錦不亦多乎。後世謂治邑為製錦也。藩、藩屏也。維方隅也。謂在一方而為王室藩屏之國也。唐太祖紀「忝備藩維、今指越後也。」 | 〔左伝〕襄公三十二年、鄭子皮欲使尹何為邑。子產曰、子有美錦不使人學製焉。大官大邑身之所庇也。而使學者製焉。其為美錦不亦多乎。後世謂治邑為製錦也。藩、藩屏也。維方隅也。謂在一方而為王室藩屏之國也。 | ○ | | ○ | ○ | ○ | | |
| ② | 鳴絃露冕 | 〔語対〕景令第6「聞弦」…子游為武城宰、弦歌理俗。孔子聞之曰…「割雞焉用牛刀。」 〔略出略出贏金〕縣令子男篇第24「宓子賤」…為單父令、(單、音善也)彈琴而理、百姓樂業。孔子歎曰…割雞焉用牛刀。言縣小、豈假大才。」 〔語対〕刺史第5「露冕」…郭賀、(字)喬卿、為荊州刺史。明帝到南(陽)巡守、賜三公之服。賀服行露冕、以示百姓、彰有德也。 | 〔呂氏春秋〕宓子賤治單父、彈鳴琴而不下堂。而單父治。冤、音淵。屈也、枉也。陳待制行狀為懷列司理用法乎。？屬梟得盜之上列獄公察其冤。 | 〔呂氏春秋〕宓子賤治單父、彈鳴琴而不下堂。而單父治。冤、屈、枉。 | ○ | × | ○ | ○ | | | |
| | 連城折玉 | S.2072「賢智」蔣相如趙相、時秦昭王聞趙得和氏之璧、使人遺趙王書曰…願以十五城請易之。…… | 〔史記〕趙惠文王時、得楚和氏璧、秦昭王聞之、使人遺趙王書、願以十五城請易之、故稱「連城」。說苑「連城之璧、影瘞荊山」 | 〔注釈無〕 | ○ | ○ | ○ | | | | |

| | | | | |
|---|-----------|---|-------|---|
| ⑤ | 令望 | 『毛詩』「大雅・卷阿」…願顯印印、如圭如璋、令聞令望。箋云…令、善也。人間之則有善聲譽、人望之則有善威儀。 | 〔注釈無〕 | ◎ |
| ⑥ | 懷柔 柔遠人 | 『文選』「昭王碑文」…公扇以廉風傘以誠德、又曰…惠露霑吳、仁風扇越。 | 〔注釈無〕 | ◎ |
| ⑦ | 仁風 | 『語對』刺史第5「扇風」…袁宏為東陽太守、有謝安贈之羽扇、答曰…當奉揚仁風、慰彼黎庶。」 | 〔注釈無〕 | ○ |
| ⑧ | 泉門 | 『略出略出贏金』刺史篇第22「仁風」…後漢袁宏為刺史、初欲赴任、友人謝安贈宏一扇、宏敬受、謂安曰…願奉風化、以揚於仁政、慰彼黎庶矣。 | 〔注釈無〕 | ○ |
| ⑨ | 安民 | 『語對』喪葬第28「泉門」「夜台墓也」と對を成している。 | 〔注釈無〕 | ○ |
| ⑩ | 徳沢 | 『類辭甲』「政令」…安人則惠（「李世民」の諱か） | 〔注釈無〕 | ○ |
| ⑪ | 載徳 | 『類辭甲』「政令」…徳沢 *『語對』刺史第5と『略出略出贏金』刺史篇第22の「四知」「三惑」の對語に直接現れており、この二語は『後漢書』卷54「楊震傳」贊曰…楊氏載徳、仍世柱國。震畏四知、秉去三惑」を踏まえているので、「載徳」は刺史関連の用語という性格を認めてよいだろう。 | 〔注釈無〕 | × |

注…順番は墓誌に現れる前後順ではなく、敦煌古類書と義端注との関連性の高さによるものであり、類似する箇所を太字で示している。傍線部は筆者による。

ち、『略出羸金』は、七〇七年より後に成立したものであり、「威奈大村墓誌」の作者に参考されることは不可能である。小島氏の「製錦」が『略出羸金』に由来したという説は再考する余地があるだろう。

ただ、小島氏の指摘を手掛かりに、敦煌に現存する小型私撰類書に目を向けると、「威奈大村墓誌」に見られる表現の中で、これらの類書に共通するものが、計一一個あることが分かった。それらを次の表に示しておく。

表に取り上げた類書は、互いに継承関係があり、王三慶によつて「類語体古類書」(『敦煌類書 目次)と称されている。体裁上類似している四つの敦煌古類書のうち、七〇五〜七二二年に成立した『語対』がそのほかの類書に影響を与えている。¹⁸

①は墓主の出自、④は死去、⑦は地方官としての政治上の德行、それ以外はすべて墓主の地方官としての経歴に関する表現である。

「柳霞墓誌銘」と「蕭世怡墓誌銘」は庾信の碑誌文のうち特別なものであった。「庾信自身と相通じる境遇を抱えた」柳霞と「不運な生涯への真摯な悲しみ」²⁰を寄せた蕭世怡のために書いた碑誌文は重みのある作品である。「威奈大村墓誌」の作者に意識されたのも不思議ではない。しかし、庾信碑誌文のみが参考にされたのか。以下、庾信碑誌文だけでは解明できない点

を取り上げ、分析する。

まず、表に示した敦煌古類書『対語甲』では、「若木」ではなく、その同義語の「扶桑」²¹とある。天潢若木という対語の類似度が高い点から、「威奈大村墓誌」は「蕭世怡墓誌銘」を参考にした可能性は否定できない。しかし、aとa'にはない「疏」の字が「威奈大村墓誌」には使われている。それは作者自らの独創であったのか、それとも別の文献から借用したのか。

aの出典である三国時代の「魏王固表」は散佚してしまったが、『帝範』²²にある「天潢」に付された注によつて二〇字のみ伝わっている。「魏王固表」曰、「王孫公子、不鏤自雕、非鸞則鳳。分枝若木、疏派天潢。」である。しかし、この注は元代の李元鎮²³によるものであり、唐代の賈行注の形を残すとされる尊経閣文庫蔵本寛文本の『帝範』の当該箇所²⁴の注には、「魏王固表」についての言及がない。従つて、「威奈大村墓誌」の作者が『帝範』によつて「魏王固表」を利用した可能性は低い。

庾信は「疏派」(平仄)を「派別」(仄仄)に変えることで、aの平仄を整え、全体として「仄仄平仄、平仄仄仄」とリズムよく改善した。一方、「威奈大村墓誌」は「派別」を使わなかった。本来、天潢・若木は『山海経』と『史記』の典故を組み合わせたものである。ただ、『山海経』と『史記』にも「疏」は見当たらない。

天潢・若木のほかに、『山海経』と『史記』を組み合わせた対語には、五潢・十枝もある。隋唐墓誌では、五潢・十枝も同じく帝室の後裔を表す文脈で用いられている。実は、この対語は敦煌古類書『対語甲』に著録されている。そこには「疏」が用いられている。

十枝・扶桑有枝、十日伐出、言分日之十枝也。

五潢・五潢、天潢、疏闊於天潢。

(『対語甲』「王第十二」²⁷)

さらに、『対語甲』の五潢・十枝の後に続く対語は金枝・瓊萼であり、いずれも皇帝の子孫・宗室と関連する表現である。この金枝・瓊萼を組み合わせた「瓊枝」が天潢と対を成す形で使われたことがある。「威奈大村墓誌」より少し時代が下る『日本後紀』(八四〇年成立)では「忝天潢之末流、仰瓊枝而悚懼」²⁸とあり、天潢・瓊枝は『対語甲』を参考にしたと考えられる。「威奈大村墓誌」も同様に、『対語甲』も参考書物として使った可能性がある。

そのほかに、⑤～⑪の表現が踏まえた典拠も『語対』系敦煌古類書に多く収録されている。これらを「威奈大村墓誌」の典拠と考えることは妥当か。とりわけ早い時期に作られた「威奈大村墓誌」の注釈書と照らし合わせて見てみよう。

江戸時代に撰津国霊松寺の僧侶・義端(一七三一～一八〇三年)と同じく撰津国の豪商・吉田家が隅々まで緻密な出典調査を行い、それぞれ『威奈卿墓誌私考』²⁹と『聆涛閣集古帖』³⁰を作成している。この二つの注釈書から分かるように、①～④は『左伝』『呂氏春秋』『史記』などを出典とする。しかし、墓誌一篇を書く為に、これらの出典を逐一調べるのは効率が良いとは言えず、出典を直接、参考書物にしたとは考えにくい。

そこで、表に示した一一個の典拠を江戸時代の義端・吉田家の施した注釈と比較すると、彼らの注釈で示された典拠を集約した、いわゆるダイジェスト版の敦煌古類書と多くが一致していることが明らかになった。従って、江戸時代の注釈書との一致を見せた『語対』系敦煌古類書は、「威奈大村墓誌」を解釈する資料、ひいてはその作成時の参考書物の一つとして浮上してくる。

五、なぜ『語対』系敦煌古類書が参考書物になったのか

本章では、庾信の碑誌文と庾信以前の北朝墓誌の中から、「威奈大村墓誌」と共通する表現を見出だし、これらの表現が類型化したことと『語対』系敦煌古類書の編纂材料との関わりを分析し、「威奈大村墓誌」に参考された理由を考えたい。

(一) 庾信の碑誌文における県令・刺史関連の類型表現

③の「鳴琴（絃）」と「露冕」は「威奈大村墓誌」と庾信の碑誌文に共通する表現であり、いずれも刺史・県令などの地方官と関連しており、『語対』系敦煌古類書にも見える。では、「威奈大村墓誌」の作者が参考にしたのは庾信の碑誌文だったのか、それとも『語対』系敦煌古類書だったのか。

越後城司に任命されたことを表す「威奈大村墓誌」のCにある「露冕」は、庾信「周太子太保步陸逞神道碑」Cにも見える。「露冕」だけではなく、C前後にも碑主の地方官としての経歴に因んだ表現が使われている。

(1) 尋授都督宜州諸軍事、宜州刺史。露冕觀風、停車待雨。百城解印、憚朱穆之威。千里相迎、受王基之德。

〔『庾子山集注』卷一三「周太子太保步陸逞神道碑」〕

宜州刺史という経歴を表すため、「露冕」以外に、「百城」「千里」などの表現も用いている。庾信の碑誌文の表現には使い回しが多く、典型的であることは従来よく指摘されている。碑主・墓主の刺史・県令にまつわる表現にもその傾向が見られる。代表例を以下に挙げる。

(2) 公建旗作牧、褰帷行部、六條斯举、百城咸勸。

〔『庾子山集注』卷一三「周柱国楚国公岐州刺史慕容公神道碑」〕

(3) 南陽文学、更遇王基、章華衰衣、還迎郭賀。控馭五十州、風行數千里、拔園葵而去織婦、無三惑而絕四知。

〔『庾子山集注』卷一三「周柱国大將軍長孫儉神道碑」〕

(4) 檐帷入境、貪残者解印。冕旒從政、仁義者郊迎。

〔『庾子山集注』卷一四「周兗州刺史広饒公宇文公神道碑」〕

(5) 犀節去闕、袞衣馳伝、迎郊則文学前驅、賓衛則邦君負弩。

〔『庾子山集注』卷一五「柳霞墓誌銘」〕

このほかに、類似する表現の繰り返し散見されるが、ここではそのすべてを挙げることは省く。ただ、これらの類似表現は『語対』系敦煌古類書に現れていることに注目したい。

『語対』第五篇「刺史」に収録された対語…

1 剖符、2 分竹、3 露冕、4 褰帷、5 百城、6 千里、7 兩歧、8 五袴、9 四知、10 独坐、11 扇風、12 車雨、13 佩犢、14 懸魚、15 投書、16 飲泉、17 留犢、18 蒲鞭、19 拾遺、20 安居、21 六條、22 盧雀、23 伐棘、24 留棠、25 隼旗、26 熊軾

『語対』第六篇「県令」収録された対語…

1 銅章、2 黑綬、3 製錦、4 烹鮮、5 驅雞、6 馴稚、7 一同、8 三異、9 展驥、10 聞弦、11 佩弦、12 乘星、13 下堂、14 攀轅、15 利器、16 神明、17 蟲避境、18 虎度河、19 翔鸞、20 三善

庾信の碑誌文に見える表現を傍線で示すと、『語対』第五篇「刺史」(26中の13)と第六篇県令(20中の7)の約五割が庾信の表現と共通していることが分かる。『語対』は庾信の表現を編纂材料として取り入れたと考えられる。

庾信の碑誌文は殆ど政治の中枢を担う人々に依頼されて、作成されたものである。碑主・墓主を熟知する立場にはなく、彼らの親族や友人が提供した材料に基づき、碑誌文を執筆したと考えられる。庾信は墓誌の書き方がまだ定型化していない北朝に生きていたが、彼の手による墓誌の殆どは、後に定型化した墓誌の二三の要素のうち墓主の出自と経歴を備えている。例えば、墓主の出身が皇室(及び、その一族)である場合、「天潢若木」という表現を三回も使い回している。また、墓主・碑主が地方官を経験したことについて、理想とすべき刺史・県令にまつわる典故を散りばめる特徴も目立つ。

(二) 庾信以前の北朝墓誌の類型表現と「威奈大村墓誌」

南朝から北朝に入った庾信の碑誌文の存在は大きいが、「威奈大村墓誌」の作者が庾信の碑誌文だけを参考にしたとは考えられない。実は、「威奈大村墓誌」に使われた表現には、庾信以前の北朝の墓誌と一致度が高いものがある。具体的に、以下の用例を挙げる事ができる。

〈2〉 B位由道進、榮以礼隨。製錦蕃維、令望攸屬。

・故能製錦青蕃、栖蟬絳闕。 (北魏「呂達墓誌」 五二四年)

・祖以才中製錦、贈之以褰帷。 (北齊「劉悅墓誌」 五五二年)

・昔侯黃兩霸、妙辯享鮮之術。詩畿二杜、深達製錦之方。

(東魏「穆子巖墓誌」 五五〇年)

〈4〉 D連城析玉、輔仁無驗。

・但抱璞弗剖、連城奄碎。 (北魏「源叡墓誌」 五一六年)

・松崩千丈、玉碎連城。 (北齊「崔芬墓誌」 五五一年)

・豈凶輔仁無徵、報善寂寥。 (北魏「楊穎墓誌」 五一年)

・而與善莫從、輔仁無驗。 (北齊「元罔墓誌」 五六二年)

〈5〉 卿臨之以德沢、扇之以仁風。

・播徳沢以雨潤、扇仁風而草靡。

(東魏「高永樂墓誌」 五四一年)

・仁風和四時之氣、徳沢兼十日之雨。

(隋李徳林「秦州都督陸杳碑銘一首并序」)

これらの北朝墓誌の用例は李徳林作のもの(碑主は北齊の人物であるため、ここで北朝墓誌と見なした)以外は、いずれも前掲した庾信の碑誌文より成立時期が早い。

まず、〈2〉は確かに「位」と「榮」の対は庾信のbに由来

しているが、県令を表す「製錦」は『庾信集』には見当たらない。

一方、「柳霞墓誌銘」(五六八年)より早い時期に書かれた上記の「呂達墓誌」などには既に「製錦」が用いられている。そして、周紹良等主編『唐代墓誌彙編』(上海古籍出版社、二〇〇一年)所収の墓誌に「製錦」は九二例も見られ、うち七一例は七〇六年までに集中し、墓主やその家族が刺史になったことに因んだ表現として用いられている。よって、「製錦」という類型表現を使った北朝墓誌は、初唐墓誌に受け継がれたと言える。初唐墓誌と同じ時期に作られた「威奈大村墓誌」も地方官としての墓主の経歴を記録する際に「製錦」と「鳴絃」を使っている。

特に注目すべきは、北朝墓誌の「製錦」と対になる言葉のなかに、「褰帷」・「烹鮮」・「鳴琴」が初唐では四六例も見られ、七一例のうちの約六割を占めていることである。これらの対の表現は敦煌古類書『語对』の第五篇「刺史」と第六篇「県令」に収録されており、「威奈大村墓誌」にも「製錦」が見える。「製錦」は「鳴琴」とは対を成していないが、同じく県令を表す「鳴絃」・「露冕」が後に続くので、優れた県令像を造形するために、「威奈大村墓誌」の作者が銘に県令にまつわる言葉を散りばめたと考えられる。

次に、〈4〉は墓主の死去を表す表現で、『庾信集』には類例

がない。しかし、〈4〉の「輔仁無驗」やそれに類似する表現は六世紀初期～中期の北朝墓誌に見られる。「威奈大村墓誌」と同じく、墓主の培ってきた仁徳が、報われないまま死去したという文脈で用いられている。〈4〉は現存する敦煌古類書には見当たらない。ただ、〈4〉と同じく死去を表す⑧「泉門」も「威奈大村墓誌」の銘に使われている。⑧は『語对』第廿八篇「喪葬」に見えるものであるが、完全な状態で現存する第六篇「県令」と第五篇「刺史」とは異なり、「喪葬」篇は不完全なもののみ伝存しているので、〈4〉が『語对』にあった可能性は否定できない。

最後に、〈5〉の「徳沢」と「仁風」を対で用いる例も北朝墓誌にある。君主の徳行を褒め称えるために、この二つを組み合わせて用いる場合が多いが、「高永楽墓誌」と「秦州都督陸杏碑銘一首并序」はそれぞれ「濟州刺史」と「北徐州刺史」、つまり、地方官の治績を賞賛するのに用いている。「威奈大村墓誌」も越後城司に任命された墓主の地方官として優れた点を褒めるのに使っている。

これらの表現を北朝墓誌に使った作者たちは未詳で、どれほど素養を持っていたかを知るすべはない。ただ、北朝墓誌に使い回しが多く見られるのは、南朝からの影響があったのかもしれない。窪添慶文は北魏の孝文帝が南朝の墓誌文化を受容したことを指摘している。³⁵⁾ 〈2〉〈4〉〈5〉の北朝墓誌も南朝系の

貴族によって書かれたと推測できる。

(三) 南北朝碑誌文の類型表現が『語対』の編纂材料になる

可能性

(一)と(二)で取り上げた類似表現が『語対』系敦煌古類書に多く見えることは単なる偶然だろうか。ここでは、駢文で書かれた南北朝碑誌文の類型表現と『語対』の編纂材料との関わりについて検討する。

庾信の作品は書き上がった時点で、直ちに人々に手本として模倣されていた。特に「華北の士大夫が江南をこそ」「正朔の所在」と考え、江南の文明に対する彼らのあこがれが並々ならぬものであった⁽³⁶⁾ため、江南で文学的声望が高い庾信の作品も北朝で流行していたことは容易に想像できる。

窪添氏は「遷都の前年の四九三年には、南朝最大の名門琅琊王氏の王肅が北魏に亡命して、孝文帝の改革に貢献した。彼のような亡命者から最新の墓誌情報を得たという可能性が考えられてよいのではないか⁽³⁷⁾」と述べている。この墓誌情報の中には、墓誌の体裁・形態などのほか、墓誌の類型表現も含まれていると考えられる。実際、北朝入りの南朝文人が撰述した碑誌のうち、庾信の碑誌文はとりわけ多く模倣されていた。

北朝墓誌と庾信の碑誌文の関係について、馬立軍は北朝墓誌の獨創性を指摘した上で、「庾信は北朝墓誌の発展の主流的趨勢を受け継ぎ、固めていった。また、北朝墓誌の作者の代表的

存在という身分を以て、後世の墓誌の作成に直接影響を与えた。」⁽³⁸⁾と述べている。その一方、庾信に先立って刺史などを表す類型化した表現として、既に成立していたものもある。よって、「威奈大村墓誌」の参考書物として、庾信の碑誌文とそれ以外の北朝墓誌の類型表現を多く収録していた『語対』系敦煌古類書を重視すべきだろう。

『語対』より時代は下るが、故事を踏まえた言葉を対の形で連ねた書物として、容易に想起できるのが『蒙求』である。「唐の前半期に、文章は故事を踏まえた優美な文体が徐々に好まれるようになり、それが文章の一ジャンルたる墓誌にも反映されるようになってきた。やがて、文章作成上の故事マニユールが必要とされ、その風潮が李翰によって若い浅学用の『蒙求』に結実した。」⁽³⁹⁾と石見清裕が指摘している。四字句の韻語で記し、類似の事跡を配列する『蒙求』と比べると、『語対』は二文字を多用し、韻を踏んでいない。この点から見ると、『語対』は『蒙求』の作者ほどの文才を持たなくても容易に編纂できた。一方、『語対』の内容は多岐に亘り、「王」から「神仙」まで四〇ほどの主題の対語を分類しているので、幅広い読者を予想して編纂されたと考えられる。初唐以前の南北朝時代でも、既に華麗な駢文体で碑誌文を作成する風潮が強くなりつつあった。駢文作品が文壇で重要な位置を占め、墓誌の作成時も、典故・対句を駆使する傾向が強まっていた。駢文の素材と

類書の関係について、東方喬^⑧は次のように述べている。

駢賦催生了類書、類書孵化了駢賦。六朝以降、駢文独立成体、類書一如雨後春筍、冒地而出、蔚為大觀。類書之所以為類書、其為駢賦、詩文的創作、提供了新詞麗句、奇字僻典、歷史掌故、天文地理等素材。

駢賦は類書を生み出し、類書もまた駢賦の出現を促した。六朝以降、駢文は文体として独立し、類書は春雨の後の筍のように続出し、盛観を呈している。類書の類書たる理由は、駢賦・詩文の創作に新しい言葉・美しい語句、珍しい用字や典故、歴史故事、天文地理等の素材を提供したことにある。

南北朝時代に、駢文が盛行した学問環境の下で、詩文作成に典拠となる対語を提供する類書が多く編纂されていた。一方、南北朝の碑誌文は駢文体で書かれたものが多く、その表現が墓誌のジャンルで徐々に類型化し、常套句になった。特に庾信のような有名な文章家がこのような対語を碑誌文に使用することで、類書の作者はそれを編纂材料として取り入れた可能性が高い。

碑誌文の作成に使われた具体的な類書名は現存文献に記されていないが、庾信を始めとする南北朝の文人の作品から典故と

なる対語を集めた類書が存在したとするならば、『語対』系敦煌古類書はその候補の一つになるだろう。

以上、「威奈大村墓誌」の作者がなぜ『語対』系敦煌古類書を参考にしたのか。その理由について検討してみた。南北朝時代に、一世を風靡していた駢文の文学環境は類書制作の盛行を促した。このような背景の下、墓誌に使える類型的表現が抽出され、対語を集めた類書の編纂材料になったと考えられる。(一)と(二)で取り上げた庾信の碑誌文と庾信以前の北朝墓誌は、『語対』系敦煌古類書と共通する表現を多く持っていることから、『語対』系敦煌古類書の編纂資料源の一つであったと推察される。そして『語対』系敦煌古類書が「威奈大村墓誌」に参考書物として選ばれたと考えられる。

六、『語対』の利用ルート

——酷似書物『文場秀句』の日本伝来

「威奈大村墓誌」はどのルートで『語対』系敦煌古類書の表現を利用できたのか。前掲の敦煌古類書のうち、七〇七年以前に成立した可能性があるものは『語対』のみであるが、その書名は『日本国見在書目録』には見えない。ただ、『語対』との共通点が多く、日本に伝わったことが確実な書物がある。それが『文場秀句』である。

『語対』と『文場秀句』は以下の二点で共通している。第一に、体裁上、両者はいずれも対を成す語彙を示し、各語彙の下に双行注を付している。第二に、内容でも両者は酷似し、対語の配置順までほぼ同様である。王三慶は『語対』の第廿一篇「兄弟」にある8条の項目は『文場秀句』と一致していることからも、筆者は書名こそ異なるものの、『文場秀句』はもう一つの『語対』である可能性があると考ええる。

『文場秀句』は唐代に編纂された書物で、中国では早くに散佚してしまったが、日本と敦煌に残っている。その成立時期について、永田氏は「孟憲子『文場秀句』の成書は最も遅れて盛・中唐の交」と述べている。即ち、『文場秀句』の成立の下限は中唐とされている。その上限についてはいつころまで遡れるだろうか。敦煌蒙書のP. 2721『雑抄』には「文場秀句」とその書名が見える。『雑抄』は七〇七～七六二年に成立したとされる。

『文場秀句』に注目する理由は、杏雨書屋『敦煌秘笈』（羽田亨の敦煌コレクション）の羽072b2に、地方官関連の表現と『文場秀句』とが並べて抄出されていたことである。既に王三慶が指摘したように、羽072b2の七～一四行目は『文場秀句』から抄出されていたものであり、『対語甲』の「天地第一」は「日月第二」とほぼ同文である。

4 寄重専城職參符竹宣揚 聖沢俱廢六條扇以仁風式光千里

5 嬪珠咸惠而歸浦猛獸 貪泉非唯吳隱讓邪

6 溪之贈叟豈獨劉君 光敷百里 騏驥僊足暫屈跡於泥

7 塗鸞鳳遐心豈栖於枳棘 文場秀句 乾象天文圓清天形員清

（『敦煌秘笈』羽072b2一部）

一～三行目は闕文が激しくて、意味は取りにくい。四～六行目は地方官を褒め称える表現と考えるとよいだろう。太字にした箇所と『語対』『羸金』の刺史篇と県令篇の対応関係は以下の通りである。

符竹——剖符・分竹（『語対』第五篇「刺史」）

六条——六条（同右）

扇以仁風——扇風（『語対』第六篇「県令」）

仁風（『羸金』第廿二篇「刺史」）

千里——千里（同右）

貪泉——飲泉（『語対』第五篇「刺史」）

貪泉（『羸金』第廿二篇「刺史」）

百里——百里（『語対』第五篇「刺史」）

騏驥——展驥（『語対』第六篇「県令」）

刺史・県令を顕彰する表現の後に『文場秀句』が置かれてい

る。『語対』『羸金』は「刺史」「県令」「御史」などの主題に収録される事類・対語がほかの主題より多く、内容上重複する特徴が目立つ。『文場秀句』も地方官についての記述が多かったと推測できる。威奈大村の地方官としての経歴を描くために、日本に伝わった『文場秀句』を直接参考にしたのかもしれない。

さらに、古代日本人の漢文の述作について、空海（威奈大村より少し時代が後だが）が簡便な書物の存在に言及している。

凡作詩之人、皆自抄古人、詩語精妙之处、名為隨身卷子、以防苦思。作文興若不來、即須看隨身卷子以發興也。

凡そ詩を作る人は、皆自分で古今の詩語の優れたところを書き写して、隨身卷子（＝携帯ノート）と名付け、苦心して考えることを防いだ。創作する際にアイデアが湧かなければ、必ず隨身卷子を見てアイデアを出すべきである。

（『文鏡秘府論』『南卷』）

空海の記述は古代日本人の作詩方法について示唆を与えてくれる。漢詩の創作に「携帯ノート」が必要であった。碑誌文は、散文で書かれた序の内容に対応するために、銘では押韻・平仄などの原則を厳しく守らなくてはならない。漢詩同様の高度な文章能力を求められる碑誌文にも「携帯ノート」が必要で

あったと考えられる。碑誌文に多用される典故・対句を選ぶ際に、小型の類書はまさに「携帯ノート」の役割を果たしていたのではないか。『語対』系敦煌古類書もこのような「携帯ノート」の一種であった。「威奈大村墓誌」の作者は『語対』系敦煌古類書を参考にするのに、『語対』に酷似した書物、即ち『文場秀句』を使ったと思われる。

おわりに

本稿は先学による研究の驥尾に付し、「威奈大村墓誌」が『語対』系敦煌古類書を参考書物として使った可能性を検討し、以下の三点を明らかにした。

一、「威奈大村墓誌」の表現について精査した結果、個々の出典を一々当たるより、それを短い語句に集約した『語対』系敦煌古類書のほうが簡便なので、「威奈大村墓誌」に参考されたと考えられる。特に墓主の威奈大村の出身・地方官として経歴・死去を表現する際に、『語対』系敦煌古類書の言葉を用いたこと、即ち、『語対』系敦煌古類書は参考書物の一つとして使用された可能性を示した。

二、駢文を駆使した南北朝の碑誌文では、類型表現が多用されている。特に地方官関連の類型表現の多くが『語対』系敦煌古類書と共通している。このことから、『語対』系敦煌古類書

は南北朝の碑誌文の類型表現を抽出して、編纂材料に使った可能性が高い。このような性質を持つ『語対』系敦煌古類書は「威奈大村墓誌」にとって恰好の書物であったと考えられる。

三、『語対』系敦煌古類書がどのように「威奈大村墓誌」の作者に利用されたのかについて、そのルートを辿ってみた。『語対』は日本に伝わった記録がないが、それと酷似する『文場秀句』が日本に流伝したことが明らかである。先行研究を踏まえつつ、『語対』と『文場秀句』の内容・性質上の共通点を示した。書名こそ異なるものの、『文場秀句』はもう一つの『語対』と言える。「威奈大村墓誌」の作者は『文場秀句』を紹介して、『語対』を利用したと推察される。

「唐代前半期には、墓誌銘制作のための文例集が存在していたことはまず確実である」という愛宕元の主張は示唆に富んでいる。庾信を代表とする南北朝の碑誌文の作者は、類型的な表現を用いる傾向が見られることを考え合わせると、唐代以前の碑誌文の類型表現が『語対』系敦煌古類書の編纂材料となり、逆に後の碑誌文作成の参考書物になったことも考えられるだろう。

注

(1) 大阪府立近つ飛鳥博物館編集『古墳から奈良時代墳墓へ…古
代律令国家の墓制』（大阪府立近つ飛鳥博物館、二〇〇四年）

六九頁。

(2) 前掲注(1)、七一頁。

(3) 『日本古代の墓誌』（奈良国立文化財研究所飛鳥資料館編・銘
文篇、同朋舎、一九七九年）七八―八一頁。

(4) 木村兼葭堂「威奈大村墓誌銅器来由私記」https://www.wvl.waseda.ac.jp/kotenseki/html/ch10/ch10_04180/index.html
(二〇一三年八月二六日最終アクセス)

また、斎藤忠編著『古代朝鮮・日本金石文資料集成』所収
狩谷掖斎『古京遺文』（吉川弘文館、一九八三年、六〇二頁）
にも言及されている。

(5) 口語訳は『古京遺文注釈』（上代文献を読む会編、桜楓社、
一九八九年、一〇九―一一〇頁）を参考にしたが、斜体字は
筆者による訳文である。

(6) 「写章疏目錄 正倉院文書」天平二十年六月十日の条に「庚
信集廿卷」が見える。この「庚」について、羅振玉が
「庚」とよく似た「庾」を類似する字形として並べている。
『増訂碑別字』巻二・下平声・八庚（文字改革出版社、
一九五七年）一四五頁。東野治之も「庚信集」は「庾信集」
と見て誤りなかるう。」と述べている（『遣唐使と正倉院』
〈岩波書店、一九九二年〉三二六頁）（『大日本古文书』東京
帝国大学文学部史料編纂掛編、第三冊、一九〇一年）八九
頁。また、『大日本古文书』の「更可請章疏等目錄」では
「天平廿年六月十日自平撰師手而転撰写取ノ十九年十月一日
佐官僧臨照 大僧都僧行信 此二柱僧岡共知檢定」とある。
（『大日本古文书』第三冊九四頁）抄出者に関しては、中林隆
之「日本古代の「知」の編成と仏典・漢籍・更可請章疏等目
録の検討より」（『国立歴史民俗博物館研究報告』二〇一五年

- 三月、一四七―一六九頁)の論考を参照されたい。
- (7) 山田孝雄「威奈真人大村墓誌銘の文の考証」(『奈良文化』二三号、一九三二年、一五一―二二頁)、柿村重松「上代日本漢文学史」(日本書院、一九四七年、一二二頁)、東野治之「遣唐使と正倉院」(岩波書店、一九九二年)三二―三二六頁、小島憲之「上代日本文学与中国文学 上」(塙書房、一九六二年)一〇六頁、『万葉以前——上代びとの表現』(岩波書店、一九八六年)一四八―一五四頁。
- (8) 小島氏によると、「文選語」は、『文選』に収録された詩文と李善注を指す。「文選語」と「威奈大村墓誌」と関連がある根拠として、「威奈大村墓誌」にある「温良在性、恭儉為懷。」「簡而廉隅、柔而成立。」「対揚宸辰、参贊糸綸之密、朝夕帷幄、深陳献替之規。」という三つの対句が『文選』所収の碑文及び李善注と類似することが挙げられている。
- (9) 『後漢書』(中華書局、一九六五年)二七〇八頁。
- (10) 『庾信集』の版本について、張黎明「庾信集版本考訂」(『北京科技大学学报』二〇〇五年三月、九五―九八頁)、劉明「庾信集成書及版本考論」(『山東図書館学刊』二〇一八年一二月、九八―一〇三頁)などの先行研究がある。これらの研究によると、通行本の一六卷は明代から編纂されたものである。
- (11) 佐川英治「庾信体をめぐる文学と政治——六七世紀中国における美文の流行をめぐる」(『岡山大学文学部プロジェクト研究報告書』二〇〇六年)六一頁。
- (12) 山岸徳平『日本漢文学研究』(有精堂、一九七二年)五六頁。
- (13) 『広韻』(台湾商務印書館、一九六八年)によると、前半一〇句の偶数句末は平声の「支」韻を踏み、後半は入声の「燭」韻を踏んでいる。
- (14) 小島憲之は『上代日本文学与中国文学 上』(塙書房、一九六二年)で、『日本書紀』は原典ではなく、唐代に盛んに用いられた類書の『藝文類聚』から孫引きしている箇所が多いことを明らかにした。一方、池田昌広は『日本書紀』と六朝の類書(『日本中国学会報』二〇〇七年、二八四頁)で、『書紀』の潤色に利用された類書には、『華林遍略』を擬するのが、現時点で最も穏当な比定と考える。」と述べている。
- (15) ②の「製錦」と④「連城析玉」はそれぞれ子産と和氏璧の故事を出典とする表現である。「製錦」は『北堂書鈔』巻七八設官部三〇「県令一七六」では、「大邑身之所庇」と子産の故事から短句を引用し、その後に『左伝』云「子皮欲使尹何爲邑。子産曰「少、未知可否。子皮曰「使夫往而学焉。亦愈知治矣。子産曰「不可人之愛人、求刑之也。今吾子愛人則以政。猶未能操刀而使割也、其傷実多。子有美錦、不使人学製焉。大官大邑、身之所庇也、使者学製焉。」と故事の全文を掲げる。そして、「連城析玉」は同巻一二九・褐二五では、和氏璧の故事から「衣褐懷璧」の四文字を引き、その後に『史記』云「趙王得楚和氏璧、藺相如奉璧、西入秦秦王無意償城邑、相如使從者衣褐懷璧、便道亡歸。」と小文字でその出典も示す。
- (16) 羅振玉「古類書三種跋」(『鳴沙石室古籍叢殘』一九一八年自印本)では、「卷一之末、有宋人張球写、時年七十五。款一行、称宗人者殆張義潮之族也。是比書写於大中通之世。時義潮歸義入唐、塞下清晏、白頭族子。從容写書、当日義潮保士養民之功、功茲可以想見。」とある。この部分は王重民

- (17) 『敦煌古籍叙録』（商務印書館、一九五八年、二〇八―二〇九頁）にも引用されている。ほかに、高天霞は『竄金』九個の写本を整理したが、P. 2537以外の写本の作者と成立時期を不詳とする。（高天霞『敦煌写本「竄金」系類書整理与研究』、中国社会科学出版社、二〇二〇年。）
- (18) 王三慶は『語対』の編纂時期について、「敦煌本『語対』之編録上限不得早於高宗永徽元年、唯亦非遲至晚唐之產物、較確切時間約在神龍至景雲年間。」と述べている。即ち、『語対』の成立時期は神龍年間（七〇五―七〇七）から景雲年間（七一一―七一二）である。（王三慶『敦煌本古類書「語対」研究』〈文史哲出版社、一九八五年〉二九頁。）
- (19) 王三慶は(17)では、「竄金」実為『対林』或『語対』影響之作。」と述べている。一方、福田俊昭は『語対』が『竄金』の事項部分を土台にして作られたものと主張している（『敦煌類書の研究』第三章「敦煌出土の『竄金』と『無名類書』」〈大東文化大学東洋研究所、二〇〇三年〉一六九頁）筆者は成立時期を根拠に、前者に従う。
- (20) 原田直枝「庾信の碑伝文」（『中国文学報』第五三冊、一九九六年）八四頁。
- (21) 加藤国安『越境する庾信…その軌跡と詩的表象 下』（研文出版、二〇〇四年）八四―一頁。
- (22) 大形徹は「扶搖、扶搖之枝、搏木、搏桑、若木、扶桑、扶木とさまざまな文字が使われているが、基本的には同じものを指している。」と述べている。（大形徹『「東」と扶桑が結びつけられる理由』〈漢字学研究』二〇一六年〉一六五頁。）
- (23) 唐・太宗文皇帝『帝範』四卷（一八四七年、閩刻武英殿聚珍版全書第二四四冊）四頁。
- (24) 阿部隆一「帝範臣軌源流考附校勘記」（『斯道文庫論集』一九六九年）一七一―二八九頁。
- (25) 高田宗平と遠藤光正は尊経閣文庫蔵本寛文の注は唐代賈行注であると主張している。高田宗平「漢籍受容の形態としての「取意略抄」——国立歴史民俗博物館所蔵反町茂雄旧蔵典籍古文書「貞観政要一節」をめぐる——」（『中央大学文学部紀要』二〇二一年三月）三五と四〇頁。遠藤光正「校勘資料としての平安時代における金言集」（『日本中国学会報』一九七二年一〇月）二二二と二二二―二二三頁。
- (26) 「分枝若木」は『山海経』の「大荒之中、有衡石山、九陰山、洞野之山。上有赤樹、青葉、赤華、名曰若木」（『山海経校注』卷一七「大荒北経」〈上海古籍出版社、一九八〇年〉四三七頁）に由来している。「疏派天潢」は『史記』の「西宮咸池、曰天五潢。五潢、天帝車舍。」（『史記』卷二七「天官書」（中華書局、一九五九年）一〇三五頁）に基づいている。
- (27) 浙江大學墓誌數掘庫で検索して以下の3例が見つかった。①「十枝分葉、五潢疏派。」（『大唐故蘭陵長公主碑』）、②「五潢垂耀、十枝分景。」（『紀国先妃陸氏碑』）、③「惟王濯秀天津、控五潢而疏派。抽英白谷、分十枝而振景。」（『大唐故新安郡王墓誌銘』）
- (28) 王三慶『敦煌類書 上』（麗文文化事業股份有限公司、一九九三年）四三九頁。
- (29) 『日本後紀』延暦廿三年六月甲子の条（吉川弘文館、二〇〇〇年）三三頁。
- (30) 義端「威奈卿墓誌私考」は明和七年成立の写本であり、現在早稲田大学に所蔵されている。https://www.wul.waseda.ac

- (30) 国立歴史民俗博物館『聆涛閣集古帖』<https://khin-arekina.kuac.jp/node/7401> (二〇一三年八月二十六日最終アクセス)
- (31) 例えば、錢鍾書は「信集中銘幽諛墓、居其大半。情文無自、応接未遑、造語諱篇、自相蹈襲。」と指摘している。(錢鍾書『管錘篇』生活・読書・新知三聯書店、二〇〇一年) 二二七五頁。
- (32) 窪添慶文「墓誌の起源とその定型化」(伊藤敏雄編『魏晋南北朝史と石刻史料研究の新展開——魏晋南北朝史像の再構築に向けて』所収、大阪教育大学、二〇〇九年) 一一三一頁。ここに挙げた用例は李徳林作の碑文以外は、王連龍編『南北朝墓誌集成』(上海人民出版社、二〇二一年)と中華石刻数拠庫 <https://inscription.ancientbooks.cn/doc/Shike/> (二〇二三年八月二十六日最終アクセス)による。李徳林作の碑文は許敬宗編、羅国威整理『日藏弘仁本文館詞林校証』(中華書局、二〇〇一年) 卷四百五十九碑卅九・都督三、一九五頁)にある。
- (34) 王三慶は『語対』の第廿八篇「喪葬」がS. 2588とP. 4636に見えるが、前者は一枚の紙のみで、後者は三枚の残紙から繋ぎ合わせたものであると指摘した。前掲注(17)四頁。
- (35) 窪添慶文『墓誌を用いた北魏史研究』(汲古書院、二〇一七年) 九三頁。
- (36) 吉川忠夫「島夷と索虜のあいだ——典籍の流傳を中心とした南北朝文化交流史——」(『東方学報』二〇〇〇年) 一四七頁。
- (37) 同前掲注(35)
- (38) 原文は「一旦我們將庾信還原到北朝墓誌創作的歷史語境中、不論其敘墓主諱字、籍貫、族出、世次、歷官及功德、史論、卒葬年月地、銘辭等的体制、還是研究者向來所推崇的上述創格、皆已存在於北朝墓誌中、屢見不鮮。……庾信以個人文壇領袖的声望、至少一九篇的墓誌數量、高超的駢体寫作技巧、將北魏遷洛以後墓誌發展的主流趨勢繼承和固定了下來、並以北朝墓誌代表的身份對後世墓誌寫作產生直接影響。」とある。(馬立軍『北朝墓誌文体与北朝文化』(中国社会科学出版社、二〇一五年) 二六四頁)。
- (39) 石見清裕「唐代墓誌の古典引用をめぐって」(『中国古典研究』二〇一五年二月) 一五頁。
- (40) 東方喬「駢文与類書之關係論略」(『北京大學學報』、二〇一八年一月) 五六頁。また、吉川忠夫は南朝の知識人と類書について、次のように述べている。「齊梁の士大夫たちは、奇をてらい、他人の意表をつき、知識をひけらかすことに生きがいを見いだしたごとく感ぜられる。そうすることが彼らの知的プライドを保證し、満足させてくれたのであった。かかる精神の発露は、この時代における類書盛行の現象にみとめられるであろう。類書は選者自身の知識のひけらかしであるとともに、知識のひけらかしを必要とした士大夫一般の需要にこたえるものでもあった」と。(吉川忠夫「顔師古『漢書注』〈六朝精神史研究〉同朋舎一九八六年」三二八—三二九頁)。
- (41) 王三慶『敦煌蒙書校釈与研究 語対卷』(文物出版社、二〇二二年) 二七八—二九四頁。
- (42) 永田知之「『文場秀句』小考——「蒙書」と類書と作詩文指

- (43) 南書の間」(『敦煌写本研究年報』二〇〇八年) 一二〇頁。
鄭阿財・朱鳳玉『敦煌蒙書研究』(甘肅教育出版社、二〇〇二年) 一六五―一六六頁。
- (44) 『敦煌秘笈』(武田科学振興財団杏雨書屋編、第一冊、二〇〇九年) 四二五頁。
- (45) 周西波はこの三行が郡守という地方官にまつわる表現だと指摘している。(『敦煌秘笈』「羽072b2」写卷の性質と意義」(『慶賀饒宗頤先生九十五華誕敦煌学国際学術研討会論文集』(中華書局、二〇一二年) 四七五頁。
- (46) 王三慶(池田温訳)は「敦煌類書は収載する内容・門目が頗る多種に渉るが、しかし〈孝道〉〈勤学〉〈刺史〉〈県令〉などの門目や事類が最も多数を占めており……刺史や県令も日常生活に関わるので、〈良吏〉〈酷吏〉の類も類書のしばしば集録するところとなったのである。」と述べている。(池田温編『敦煌漢文文献』大東出版社、一九九二年) 三九八―三九九頁。
- (47) 興膳宏訳『文鏡秘府論』「南卷」(『弘法大師空海全集』第五卷所収、筑摩書房、一九八三年) 四〇〇頁。
- (48) 愛宕元「唐代の墓誌銘」(『月刊しにか』二〇〇一年、第二二卷三号) 五一頁。